

議案第14号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 本市が行った母子福祉資金の貸付けに係る債務者
- 2 債 権 の 内 容 平成16年8月24日に貸付けを行った母子福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 母子福祉資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額の合計金275,600円並びにこれらに対する違約金並びに償還済みの元本及び支払済みの利子に係る違約金
- 4 放棄の理由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。